

○開成町総合計画審議会条例

昭和47年2月19日条例第3号

改正

平成11年3月11日条例第11号

平成15年3月19日条例第2号

平成22年12月10日条例第23号

令和元年12月6日条例第17号

令和3年12月13日条例第23号

開成町総合計画審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定に基づき、開成町総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じて総合計画の策定、その他その実施に関し必要な調査及び審議を行うため開成町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員13人で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について町長が委嘱する。

- (1) 町教育委員会の委員 1人
- (2) 町農業委員会の委員 1人
- (3) 町の区域内の公共的団体の役員及び職員 8人
- (4) 学識経験を有する者 3人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会議を総理し、審議会を代表する。

- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例に基づき招集される最初の審議会の会議については、第6条の規定にかかわらず、町長がこれを招集する。

附 則 (平成11年3月11日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行し、平成11年5月1日から適用する。

附 則 (平成15年3月19日条例第2号)

この条例は、平成15年4月1日より施行する。

附 則 (平成22年12月10日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年12月6日条例第17号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年5月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月13日条例第23号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。